





国営かんがい排水事業「和賀中央地区」

老朽化した幹線用水路の改修等を行い、農業用水の安定供給と維持管理の負担を軽減するとともに、 排水流域の溢水、湛水被害の軽減を図ることにより、農地における農業生産維持と農業経営の安定を 目指し事業を進めております。

≪主な内容≫

- P 2. 第18回臨時総代会開催 / 令和2年度決算
- P 5. 土地改良区功労者表彰
- P 6. 第13回通常総代会開催
- P 7. 国営和賀中央地区だより
- P 8. 和賀中央地区水利施設等保全高度化事業
- P10. 賦課金賦課通知書様式変更のお知らせ(令和4年度から)
- P11. 六原地区完工記念碑除幕式 / 令和3年度事務局執行体制
- P12. 土地改良区からのお知らせ

土地改良区の状況(令和3年4月1日現在)

受益面積 10,479.6ha

組合員数 7,369人

発行【令和3年11月1日 岩手中部土地改良区 広報 第14号】 〒024-0333 岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1

Tel: 0197-73-8280 / Fax:0197-73-7700

E-mail: info@iwate-c.or.jp URL: http://www.iwate-c.or.jp

第18回臨時総代会開催

令和3年8月4日(水)に当土地改良区第18回臨時総代会が、総代97名出席(うち本人出席63名、書面議決34名)のもと、北上市文化交流センターさくらホール中ホールにおいて開催されました。受付での検温、座席の間隔を空けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じての開催となりました。

議長に八重樫昌耕(花巻市轟木)総代、副議長に千葉徳(金ケ崎町西根)総代を選出し、提出された15議案が慎重に審議され、全議案が原案のとおり可決されました。





[副議長:千葉 德 総代] [議長:八重樫昌耕 総代]



令和2年度 事業報告

1. 国営和賀中央地区農業水利事業の推進

平成25年度から実施してきた国営和賀中央農業水利事業は、国をはじめ関係機関のご理解ご協力により、「石羽根取水口・尻平川サイホン」、「上堰幹線用水路掛かり」の工事を施工し、順調に推移することができました。(進捗率は事業費比率で65.5%)

2. 県営かんぱい事業大曲地区及び経営体育成基盤整備事業並びに農村地域防災・減災事業並びに基幹水利施設ストックマネジメント事業継続地区の事業推進

国営事業「和賀中部地区」の附帯事業として実施されている県営かんがい排水事業「大曲地区」は、 今年度用水路工312メートルなどを施工し、事業が完了しました。

経営体育成基盤整備事業「六原地区」は換地処分が完了し、事業が完了しました。また、「和賀中部岩崎地区」は、排水路工324メートル、補完工を施工し、事業が完了しました。かねてより事業着工が待望されていた、農村地域防災・減災事業「後藤・横川目地区」では、用水路工2,065メートルが施工されました。基幹水利施設ストックマネジメント事業では、「横堰地区」の補修工事が実施されました。

3. 多面的機能支払交付金実施地区への事務支援及び各種調査受託事業への積極的な取り 組み

多面的機能支払交付金(共同活動、長寿命化)に係る事務受託件数は、管内で38組織、63件を数え、事務支援を積極的に行いました。また、岩手県等から国営造成施設管理体制整備促進事業などの各種受託業務は4件で、合計67件、総額68,193千円(令和元年度繰越分3,859千円含む)にのぼり、積極的に取り組みました。

4. 地区委員会と連携をとった維持管理等事業の実施

管内の維持管理工事については、各地域で組織する地区委員会と連携を図りながら実施しました。 土地改良施設維持管理適正化事業では、「三ケ尻揚水機」ほか1施設の整備補修工事を実施しました。

5. 未収入金の徴収体制の強化と更なる回収の推進

未収入金の回収にあたっては、当土地改良区理事で構成する「未収対策専門委員会」を3回開催し回収に向け検討のうえ、役職員の滞納者訪問による督励を行いました。また、賃貸料の差押えを執行するほか、更に相続放棄など多種多様な未納の要因案件に対し、法律的解決方法を顧問弁護士と検討し対処しました。

6. 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成及び変更への支援並びに21世紀土地 改良区創造運動等の推進

きたかみ地域農業マスタープランは、市内を13地区に分け作成され、当土地改良区においてもその見直し及び実質化にかかる検討会に参画しました。

農林水産省から「奥寺堰」が日本疏水百選に認定されたことを契機に始まった「水土里の路(みち) 疏水百選ウォーキングin奥寺堰」大会は、今年度第14回目を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止としました。また、JAいわて花巻北上地域農業祭も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

また、先に施設にかかる管理協定「アドプト制度」に理解をいただき締結した協定(管内全20協定)に基づき、水路の草刈り、清掃など施設の保全に努めております。

令和2年度 収支決算及び財産目録

●令和2年度 貸借対照表総括表

(資産) (単位:円) 科目 合計 I 資産の部 1 流動資産 現金及び預金 167, 238, 720 短期未収賦課金等合計 11, 519, 715 13, 016, 550 短期未収金 3,020,770 棚卸資産合計 流動資産合計 194, 828, 191 2 固定資産 (1) 有形固定資産 山林、宅地及びその従物 46, 832, 385 土地改良施設用地等 923, 085 106, 997, 663 建物及び附属設備 所有土地改良施設 4, 405, 316, 685 機械及び装置 476, 713 車両運搬具 3, 146, 477 備品 23, 163, 036 4, 586, 856, 044 有形固定資産合計 (2) 無形固定資産 無形固定資產合計 3, 476, 139 (3) その他固定資産 その他固定資産合計 1,646,885,120 固定資産合計 6, 237, 217, 303 3 繰延資産 繰延資産合計

資産合計

(負債)	(単位:円)
科目	合計
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
流動負債合計	18, 710, 577
2 固定負債	
(1) 固定負債	
公庫資金等長期借入金合計	1, 015, 953, 160
その他の長期借入金合計	617, 960, 000
適正化事業拠出金未払金合計	4,092,000
退職給与引当金	196, 843, 675
償還引当金	7, 636, 984
和賀中央地区国営事業償還引当金	457, 723, 777
固定負債合計	2, 300, 209, 596
負債合計	2, 318, 920, 173
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	
一般正味財産	4, 113, 125, 321
正味財産合計	4, 113, 125, 321
負債及び正味財産合計	6, 432, 045, 494

6, 432, 045, 494

●令和2年度 正味財産増減計算書総括表

(単位:円)

科目	一般会計	和賀中央地区 特別会計	更木島地区 特別会計	鬼柳地区 特別会計	和賀川地区 特別会計	千貫石地区 特別会計	内部取引消去	(単位:円) 合計
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収入								
1 土地改良事業収入	259, 912, 947	133, 216, 335	4, 990, 780	6, 654, 930	148, 504, 568	59, 209, 290		612, 488, 850
2 附帯事業収入	14, 358, 750				110, 744			14, 469, 494
3 特定資産運用収入	414, 505							414, 505
4 補助金等収入	33, 343, 000	1, 332, 000			1, 506, 473	2, 738, 516		38, 919, 989
5 交付金収入		1, 440, 000			△4, 770, 000	7, 410, 000		4, 080, 0000
6 受託料収入	33, 689, 700				1, 160, 000			34, 849, 700
7 雑収入	2, 780, 863		70, 500					2, 851, 363
8 交付換地清算金収入	19, 124, 410							19, 124, 410
9 他会計繰入額	43, 223, 966	5, 700, 421	1, 500, 000	1, 379, 410	10, 310, 025	1, 709, 845	△63, 823, 667	0
経常収入計	406, 848, 141	141, 688, 756	6, 561, 280	8, 034, 340	156, 821, 810	71, 067, 651	△63, 823, 667	727, 198, 311
(2) 経常支出								
1 一般管理費	268, 086, 884							268, 086, 884
2 土地改良事業費	242, 570, 345	85, 074, 487	5, 578, 934	5, 678, 068	33, 224, 141	38, 241, 043		410, 367, 018
3 負担金等	1, 150, 000	766, 749			16, 492, 651	12, 000, 000		30, 409, 400
4 補助金等支出	33, 343, 000	1, 971, 000						35, 314, 000
5 受託業務費支出	33, 689, 700				1, 160, 000			34, 849, 700
6 納付換地清算金	19, 124, 410							19, 124, 410
7 借入金返済支出		1, 324		572, 338	1, 611, 519	1, 332, 548		3, 517, 729
8 還付金等支出	44, 736	36, 124						80, 860
9 他会計繰出額	19, 866, 538	21, 090, 556	1, 844, 000	229, 000	19, 816, 717	976, 856	△63, 823, 667	0
経常支出計	617, 875, 613	108, 940, 240	7, 422, 934	6, 479, 406	72, 305, 028	52, 550, 447	△63, 823, 667	801, 750, 001
当期経常増減額	△211, 027, 472	32, 748, 516	△861, 654	1, 554, 934	84, 516, 782	18, 517, 204		△74, 551, 690
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収入	4, 630, 270, 734							4, 630, 270, 734
(2) 経常外支出	611, 874		277, 858	8, 043	137, 225	70, 544		1, 105, 544
当期経常外増減額	4, 629, 658, 860		△277, 858	△8, 043	△137, 225	△70, 544		4, 629, 165, 190
当期一般正味財産増減額	4, 418, 631, 388	32, 748, 516	△1, 139, 512	1, 546, 891	84, 379, 557	18, 446, 660		4, 554, 613, 500
一般正味財産期首残高	1, 181, 855, 565	26, 101, 329	5, 910, 717	△34, 215, 177	△1, 356, 419, 190	△264, 721, 423		△441, 488, 179
一般正味財産期末残高	5, 600, 486, 953	58, 849, 845	4, 771, 205	△32, 668, 286	△1, 272, 039, 633	△246, 274, 763		4, 113, 125, 321
Ⅱ 指定正味財産増減の部								0
Ⅲ 正味財産期末残高	5, 600, 486, 953	58, 849, 845	4, 771, 205	△32, 668, 286	△1, 272, 039, 633	△246, 274, 763		4, 113, 125, 321

●地区の状況 (単位: m²)

	令和元年度末	令和2年度末	増	減
花巻市	15, 874, 916	15, 859, 625	1, 491	16, 782
北上市	67, 428, 473	67, 258, 795	4, 735	174, 413
金ケ崎町	21, 817, 502	21, 677, 943	2, 948	142, 507
合 計	105, 120, 891	104, 796, 363	9, 174	333, 702

●組合員の状況

(単位:人) ●准組合員の状況

	●准組合員の状況 (単位:人)							
		令和元年度末	令和2年度末	増	減			
٦	花卷末		49	49				

- 1-1-1-1				
	令和元年度末	令和2年度末	増	減
花巻市	900	890		10
北上市	5, 041	5, 007		34
金ケ崎町	1, 206	1, 190		16
その他	273	282	9	
合 計	7, 420	7, 369	9	60

	令和元年度末	令和2年度末	増	減
花巻市	_	42	42	
北上市	_	33	33	
金ケ崎町	_	8	8	
その他	_	6	6	
合 計	_	89	89	

土地改良区功労者表彰

令和3年8月4日に開催された第18回臨時総代会において、当土地改良区功労者表彰式を挙行いたしました。この表彰は、本土地改良区の運営並びに事業の発展等に寄与し、特に功績が顕著で、他の模範となると認められる個人及び団体を対象として行われるもので、今回で4回目の表彰式となります。長年のご尽力に対し衷心より感謝を申し上げます。



氏 名	経歴等
(故)菊池 勲	総代・役員 北上市和賀町後藤
髙橋 寛治	総代・役員 北上市和賀町煤孫
小原 泰孝	総代・役員 北上市和賀町山口
小原 俊雄	総代・役員・地区委員 北上市和賀町横川目
星 秀彦	総代・役員 北上市相去町
小原 一男	総代・役員 花巻市北笹間
三田 典彦	総代・役員 北上市和賀町煤孫
佐藤・伸夫	総代・地区委員 花巻市中笹間
佐藤 良文	総代・地区委員 北上市和賀町煤孫
菊池 清志	総代・地区委員 花巻市栃内
八重樫 京一	総代・地区委員 花巻市轟木

氏 名	経歴等
伊藤勉	総代・地区委員
ア / M字 / N M M M M M M M M M M M M M M M M M M	北上市和賀町煤孫
菅木 典文	地区委員
	北上市和賀町岩崎新田
(故)菊池 貢	地区委員
(92/2010)	北上市和賀町後藤
及川 貞之	地区委員
次/11 兵之	北上市和賀町岩崎
長谷川清	地区委員
文在7月 相	北上市和賀町煤孫
髙橋 善徳	地区委員
	北上市和賀町煤孫
千葉 誠	地区委員
1 7 14/4	胆沢郡金ケ崎町西根
和田 庄四郎	地区委員
	北上市和賀町岩崎
(故)髙橋 一夫	地区委員
(以)同间 入	花巻市横志田
(故)髙橋 範男	地区委員
/2~/ In1.III #G22	北上市和賀町山口
小原 新一	地区委員
4 .W12 . W1	北上市和賀町煤孫

氏 名	経歴等
鈴木 誠志	地区委員
鈴木 誠志	花巻市横志田
髙橋 正司	地区委員・合併地区水管理人
	北上市和賀町岩崎
阿部 豊治	和賀中央地区用水管理人
마료 예면	花巻市南笹間
髙橋 傳	和賀川合併地区水管理人
回间	北上市和賀町山口
亀田 東美夫	和賀川合併地区水管理人
电田 米天八	北上市和賀町煤孫
佐藤一	千貫石地区施設管理人
PLANE.	北上市相去町
八重樫 勝利	更木地区水管理人
八里生防小	北上市更木
髙橋 義也	職員
	北上市和賀町長沼
髙橋 和宏	職員
Parille Jesey	北上市北鬼柳
松本 和幸	職員
MACT. JH	胆沢郡金ケ崎町永沢

(※敬称は略させていただきます)

【表彰の基準】

- 1. 役員・総代・委員として、通算12年以上その職にあって退任された方。
- 2. 水路監視員、用水管理人等として、通算10年以上誠実に従事し退任された方。
- 3. 職員として25年以上誠実に勤務され、顕著な功績があり退職した者及び定年に達した方。
- 4. このほか、特に業績を挙げたと認められる方もしくは団体で、表彰することが適当であると認められるとき。 ※合併前の旧土地改良区からの期間も通算となります。

第13回通常総代会開催

令和3年3月16日(火)に当土地改良区第13回通常総代会が、 総代99名出席(うち本人出席19名、書面議決80名)のもと、JA いわて花巻和賀町支店大ホールにおいて開催されました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出席者を各総代 協議会長と副会長に限定しての開催となりました。

議長に髙橋功(北上市和賀町岩崎)総代、副議長に菊地修(金ケ崎町 三ケ尻)総代を選出し、提出された31議案が慎重に審議され、全議 案が原案のとおり可決されました。

「副議長:菊地 修 総代 │「議長:髙橋 功 総代

令和3年度 事業計画方針

土地改良区の業務運営の適正化を図るべく改正土地改良 法が、一昨年4月に施行されたことに伴い、前通常総代会 において、定款、[定款附属書]役員選任規程、規約の一部 改正、及び[定款附属書]総代選挙規程、利水調整規程の設 定などの案件が可決され(定款、定款附属書は県の認可後) 施行しました。

それを踏まえ昨年度、総代総選挙を初めて当土地改良区 の管理のもと執行しました。また、新役員が選任され、農 業用水の利水調整や准組合員制度の導入など、土地改良区 の根幹となる部分への取り組みを行なってきているところ であります。さらに今年度においては、会計細則の改正と 新たな会計及び賦課システムを再構築する必要があります。点を置いて運営するものとします。

このように、新たな取り組みを求められるなか、当土地 改良区では、今まで永年行ってきた「生産基盤の整備」

「農業用水の安定供給」「用排水路の計画的な補修更新と 維持管理」は、今後も営農の基礎として必要不可欠なもの で、今後も水利権や施設規模等に限度があることをよく説 明しつつ、組合員各位の期待に応えるため、管内の継続事 業の早期完了と各種事業の推進を図っていかなければなら ないものと考えます。

これらの状況を踏まえ、今年度当土地改良区では、関係 機関等と連携を図り、業務運営並びに関係事業の推進にあ たっては、地域への情報発信を密にし、特に次の事項に重

- 1. 国営かんがい排水事業和賀中央地区の事業推進
- 2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農業水利施設合理化事業並びに国営造成施設管理体制 整備促進事業(管理体制整備型)の推進
- 3. 土地改良施設維持管理適正化事業(下後藤除塵機 他)の推進
- 4. 未収入金の徴収体制の強化と更なる回収の推進
- 5. 地区委員会と連携をとった維持管理体制の確立
- 6. 日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)への支援
- 7. 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)変更への支援
- 8. 小水力他発電施設の設置等に係る情報収集及び研究の実施
- 9.21世紀土地改良区創造運動の推進(アドプト制度の推進及び活動の支援、疏水百選ウォーキング in 奥寺堰大会の実施、JA農業祭における広報活動)

●令和3年度 一般会計及び特別会計収支予算(当初)状況

-般会計:土地改良区全体の運営にかかる会計

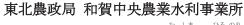
(単位・千円) (支出) (単位・千円) (ID X)

(400/0)			(十匹・111)	(XIII)			(十二年・111)
科目名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	科目名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
土地改良事業収入	246, 227	246, 850	△ 623	一般管理費	238, 928	261, 506	△ 22,578
附带事業収入	8, 276	8, 390	△ 114	土地改良事業費	6, 257	6, 191	66
基本財産運用収入	. 2	2		負担金等	1, 552	1, 302	250
特定資産運用収入	. 4	4		補助金等支出	33, 346	33, 346	
補助金等収入	33, 343	33, 343		受託業務費支出	21,605	21, 769	△ 164
交付金収入	1	1		借入金返済支出	4	4	
受託料収入	21,602	21, 767	△ 165	積立金繰出支出	26, 892	19, 250	7, 642
雑収入	4, 662	5, 662	△ 1,000	固定資産取得支出	4, 904	2, 340	2, 564
借入金収入	2	2		支払換地清算金	1	1	
積立金取崩収入	15, 632	5, 950	9, 682	納付換地清算金	19, 125	1	19, 124
固定資産売却収入	. 3	3		還付金等支出	100	100	
交付換地清算金収入	1	1		他会計繰出額	18, 607	5, 945	12, 662
徴収換地清算金収入	19, 125	1	19, 124	予備費	4, 580	4, 402	178
他会計繰入額	13, 969	22, 394	△ 8,425				
繰越金	13, 052	11, 787	1, 265				
収入合計	375, 901	356, 157	19, 744	支出合計	375, 901	356, 157	19, 744

特別会計:維持管理や土地改良事業、事業にかかる償還など、旧土地改良区ごとの収入支出にかかる会計 (単位:千円) 会 計 名 本年度予算額 前年度予算額 比較増減 (△) 会計の主な内容 和賀中央地区 和智中央地区の維持管理費、 償還金等にかかる会計

更木島地区 8, 508 7, 235 1,273 更木島地区の維持管理費にかかる会計 8, 170 鬼柳地区 8, 133 △ 37 鬼柳地区の維持管理費、償還金等にかかる会計 266, 059 88, 278 和賀川地区 和賀川地区の維持管理費、償還金等にかかる会計 92, 484 5, 358 千貫石地区 87, 126 千貫石地区の維持管理費、 償還金等にかかる会計

国営和賀中央地区だより



所長 鹿嶋 弘律



及川理事長をはじめ岩手中部土地改良区の組合員・役職員の皆様方におかれましては、平素より本事業の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日付けで国土交通省北海道開発局旭川開発建設部より東北農政局和賀中央農業水利事業所長に赴任してまいりました、鹿嶋弘律と申します。東北農政局勤務は、平成24~25年に、仙台にある東北農政局整備部設計課で、岩手県の沿岸部をはじめとする被災地の復旧・復興をはじめ農業の競争力強化等の職務に専念して以来2回目となります。和賀中央農業水利事業所においても、地域農業発展のために一所懸命努力する所存ですのでよろしくお願いいたします。

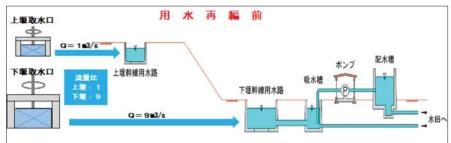
さて、平成25年度に着工した和賀中央農業水利事業は、老朽化した水路の改修工事を着々と実施してきており、令和元年には中央幹線排水路から和賀川に放流する中央幹線放水路が完成し、台風や大雨による被害の防止に効果を上げております。今年度は、上堰取水口と下堰取水口を合口する新しい石羽根取水口を完成させるとともに、下堰からの用水を加圧する揚水機場 18箇所を廃止し、上堰から自然圧により用水を供給するための送水路と配水槽の工事を予定しておりました。しかしながら、7月下旬から8月上旬にかけ、廃洞した旧奥寺堰トンネル付近から石羽根取水口工事現場内に異常出水が発生し、止水のための工事に日数を要したことから、来年度の取水開始時までに新しい石羽根取水口の完成が間に合わない状況となりました。そこで、来年度の事業地区内への用水供給を確実に行うため、今年度に予定していた揚水機場の撤去とともに送水路と配水槽の工事を1年先送りし、来年の落水後に実施することとしました。用水再編は1年遅れますが、事業の進捗に向けて職員一同しっかり取り組んで参りますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

ここで、本地区で取り組んでいる「用水再編」について御紹介いたします。「用水再編」とは、用水施設 の統合や廃止等により用水の管理を合理化し、維持管理の手間を軽減するとともに維持管理費用の低減を行 うものです。本地区の「用水再編」は、上堰とほ場の高低差から生じる加圧水を上堰から直接供給すること

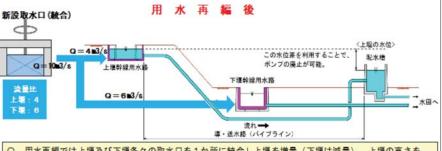
により、下堰からポンプで加圧して いた揚水機場を廃止することに加え、 新しい石羽根取水口と下堰の高低差 を利用した小水力発電の導入を行な うもので、電力需要の低減とともに 環境負荷の低減が見込まれます。こ の考え方は、平成28年1月に国際連 合で発行された「持続可能な開発目 標(SDGs)」に示される気候変動対 策や、今年6月に策定された国の施 策である「2050年カーボンニュート ラルに伴うグリーン成長戦略」に通 ずるものであり、これら国内外の動 きに伴い、今年5月に農林水産省に おいて策定された「みどりの食料シ ステム戦略」に位置付けている「農 業水利施設の省エネ化」や「持続可 能なエネルギーとしての小水力発電」 に合致するものであります。

このように、本事業で行う「用水 再編」は、世の中の動きに対応した ものであり、私たち事業所職員もそ の意義を理解し、しっかりと事業に

取り組んでいきますので、組合員の皆様も「用水再編」に関心を持っていただきますとともに、事業の推進に御協力をお願いいたします。



- 用水再編前(現在)の地区内の水使いの現状は、上堰及び下堰各々の取水口より取水し、各々の用水系統 により受益地約3 600haに用水を供給している。
- 各々の系統には揚水機(ポンプ)が張り付いており、ポンプ加圧によりほ場内へ配水しているが、揚水機の電気代のほか、老朽化に対する整備費が営み維持管理に苦慮。



7 用水再編では上堰及び下堰各々の取水口を1か所に統合し上堰を増量(下堰は減量)、上堰の高さを利用してパイプラインにより上堰幹線用水路から配水槽に直接導水することで、自然圧による用水供給を可能とするとと もに、地区内の揚水機(一部を除く)を廃止し、維持管理の負担軽減を図るもの。

東北農政局 和賀中央農業水利事業所 〒024-0062 岩手県北上市鍛冶町一丁目11-58 TEL 0197-62-0755 FAX 0197-62-0786

和賀中央地区 水利施設等保全高度化事業

(旧事業名:農業水利施設保全合理化事業)

【国営和賀中央農業水利事業と一体的に実施しております】

①事業目的

和賀中央地区は、北上市及び花巻市にわたって位置し、和賀川(石羽根ダム地点)を水源とする受益面積3,598haの水田地帯です。

本地区の基幹的水利施設は、国営和賀中央土地改良事業(S43~S54年度)によって幹線用水路25km、幹線排水路11kmが整備されました。また、県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業等によって、末端用排水路の整備や区画整理が行われ、農業生産性の更なる向上と農業経営の近代化が図られ現在に至っています。

しかし、これらの施設は老朽化が進み、施設の維持管理に多大な費用と労力を投じなければならない状況となっています。また、昨今のゲリラ豪雨の頻発や、周辺の宅地、流通センター等への農地転用による雨水の流出形態の変化により、近年、中央幹線排水路周辺において溢水・湛水被害が発生しています。

このため、老朽化した施設の改修等を行い、農業用水の安定供給と維持管理費等に係る農家負担の軽減を図るとともに、排水流域の溢水・湛水被害の軽減を図り、もって農業生産性の向上と農業経営の安定に資することを目的に事業を実施するものです。併せて、農業用水が従来から有している、防火用水等の地域用水機能の維持・増進を図ります。

②事業内容

地域用水機能増進のための事業

和賀中央地区においては、次の事業を一体的に行うことにより地域用水の維持・増進を図ることとしています。

国営農業用水再編対策事業 (地域用水機能増進型)

(事業主体:農林水産省)

- ●農業用水利施設(取水口、幹線用排水路等)の改修等を 行ない、用水の安定供給と維持管理費の軽減を図ります。
- ●併せて、地域用水機能の維持・推進を図るための整備を 行ないます。

ハード事業

※ハード事業…水路などの構造物の整備

※ソフト事業…ハード事業で造成した構造物がもつ多面的機能発揮の啓発・普及

③水利施設等保全高度化事業の事業計画

1. 地域用水機能について

和賀中央地区の農業用水は、田に水を送り農業生産を支えるほか、火災発生時の消火用水として利用できる「防火用水機能」や、野菜などの洗浄用水として利用できる「生活用水機能」、及び地域住民に良好な水辺環境を提供する「景観保全機能」があります。このような農業用水の持つ多面的な機能を「地域用水機能」と呼んでいます。

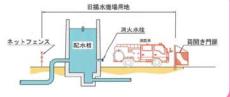
2. 水利施設等保全高度化事業(補完ハード)の内容

防火用水機能: 用水再編に伴い廃止する揚水機場を主体として、機場敷地内に消防車両の転回スペース を整備するとともに、吸水槽の水量が少なく、かつ、用水路が隣接していない配水槽に 消火水栓を設置する。また、用水路に附帯する堰上げゲートを更新する。

防火用水機能の維持・増進

消防車が乗り入れできるよう、配 水槽周辺の整備として、大型門扉や 消火水栓を設置します。





水利施設等 保全高度化事業

(事業主体:岩手中部土地改良区)

- ●地域用水機能の維持・増進を図るため、地域社会における支援体制を確立します。
- ●国営事業と一体的に環境整備等の補完的な整備を行ないます。

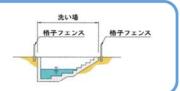
補完ハード + ソフト事業

生活用水機能: 既設の洗い場における安全面に配慮した手摺りの設置及び地域のシンボルとなる箇所 に親水機能を兼ねた共同利用できる洗い場を新設整備する。

生活用水機能の維持・増進

水路改修に当たっては、既存の洗い場を残すとともに、新たな共同の 洗い場を設置します。





景観保全機能: 周辺景観に配慮した水路整備のほか、施設用地を利用した遊歩道の整備や植栽及び休憩 場所を設置する。

景観保全機能の維持・増進

国営事業で改修された水路脇の道路を舗装し、花木の植栽やベンチを設置します。



3. 水利施設等保全高度化事業 (ソフト事業) における主な活動

地域用水機能增進計画

農業用水を地域用水などの幅広い機能を持った用水として活用できるように、地域の皆さんと土地改良区が共同し一体となって、水利用のあり方や管理体制について定めます。

地域用水機能增進支援活動

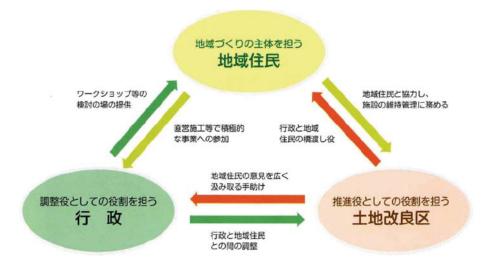
地域用水としての機能をより発揮させるには、施設の整備とあわせて維持管理を地域ぐるみで行うことが重要です。地域用水機能を増進するための組織づくりを行うとともに、啓発活動などにより組織化を支援します。

地域用水機能增進活動

地域に受け継がれた地域用水機能を増進するために必要な農業用施設の維持・保全に向けた取組を支援します。

4. 水利施設等保全高度化事業の推進体制

地域用水がその役割を果たすためには、地域住民・土地改良区・行政のパートナーシップが欠かせません。地域住民・土地改良区・行政のパートナーシップにより、地域用水の育成管理を行う組織を形成し、農業用水を活かした潤いある地域づくりを目指します。



令和4年度から賦課金賦課通知書の様式が変わります

賦課金賦課通知書の様式が変更になります。(下の写真)第1期、第2期賦課金賦課通知書は 薄緑色、<u>償還賦課金賦課通知書は薄紫色</u>で「A4サイズの三つ折」となり、窓付き横型封筒にて 送付いたします。

直接納付の方は、花巻農業協同組合、岩手ふるさと農業協同組合の本店各支店、土地改良区の窓口にて納付願います。

口座振替の方は、ご指定の農協口座からの振替となります。

納付の際は、期別や納期限等を確認し納付くださいますようお願いします。



- 口座振替 -



▪賦課金の納付は「便利・確実な口座振替」をご利用ください■

口座振替の振替日は第1期、第2期賦課金、償還賦課金それぞれの納期限となっております。 現在、直接納付されている方で、口座振替を希望される方は、各農協窓口又は岩手中部土地改 良区に「口座振替申込書」が備え付けてありますので、申し込み願います。

令和3年度にて下記の償還賦課金及び特別賦課金が完済となります。

- ·和賀中央第二地区償還賦課金(和賀中央地区)
- •二子地区(暗渠)償還賦課金(和賀中央地区)
- 28. 鬼柳(2) 暗渠排水特別賦課金(鬼柳地区)
- ·第2工区償還賦課金(和賀川地区)
- ·第4工区償還賦課金(和賀川地区)
- · 8 成沢暗渠排水償還賦課金(千貫石地区)
- · 9 大谷地暗渠排水償還賦課金(千貫石地区)

完工を祝う-六原地区完工記念碑除幕式-

経営体育成基盤整備事業 六原地区(施行委員長: 佐々木久夫)の完工記念碑の除幕式が令和3年7月 27日(火)に金ケ崎町六原赤石地内において挙行 されました。

当地区は金ケ崎町北西部と北上市南西部を区域とした水田地帯であり、県営事業(総事業費:34億2247万円、受益面積:240.5ha)で、平成21年度に本事業に着手し、令和2年度まで11年の歳月を経て、水田標準区画1haをはじめ、道路の拡幅、用水路のパイプライン化、排水路を鉄筋



コンクリートに整備するとともに、暗渠排水を実施し基盤整備が図られました。

会場には事業主体である岩手県をはじめ、金ケ崎町、北上市など関係機関、並びに地元関係者が出席 し記念碑がお披露目されました。

令和3年度 事務局執行体制

部 署	職名	氏 名
	課長	伊藤 祐樹
総務課	課長補佐 兼 会計主任	武田 公子
	副主幹 兼 会計係長	髙橋 満
	総務係長	千田 貴之
	総務係主査	菅野 晴美
	会計係主事	杉澤 美穂
	会計係主事	菊池 史斗
	総務係(嘱託職員)	高橋 重男
	課長	宍戸 朋夫
	副主幹 兼 賦課徵収係長	三田 崇
	賦課徵収係主査	峠 好貴
賦課徵収課	賦課徵収係主任	木村 智映
與祆汉以味	賦課徵収係(嘱託職員)	髙橋 義也
	賦課徵収係(嘱託職員)	髙橋 和宏
	賦課徵収係(嘱託職員)	澤田 聖子
	賦課徵収係(嘱託職員)	菅沼 信也
	課長 兼 管理責任者	小澤 賢悦
	課長補佐	髙橋 拓郎
	課長補佐	佐藤 信一
	副主幹 兼 換地係長 兼調査計画係	中村 英司
	副主幹 兼 調査計画係長 兼維持管理係	齋藤 久雄
事業課	維持管理係長 兼 事業係	加藤 巧慈
7×W	事業係長 兼 維持管理係	鈴木 禎之
	維持管理係主査	佐々木 久美子
	調査計画係主査	小林 理恵
	維持管理係 兼 事業係技師	小田嶋 勇仁
	維持管理係 兼 事業係技師	高橋 慎太郎
	換地係 兼 調査計画係主事	髙橋 朋秀
	維持管理係 兼 事業係技師	伊藤 主計

たかはし かずひろ

[退職] 髙橋 和宏さん (賦課徴収課長)

令和3年3月31日付

昭和54年に旧和賀中央土地改良区奉職以来、 換地、財務、事業の各業務に精励されました。

岩手中部土地改良区設立後は、経理課長補佐、 調査換地課長、総務課長、賦課徴収課長を歴任し、 業務の推進に尽力されました。

なお、令和3年度は、賦課徴収課(嘱託職員) として業務にあたっております。

まつもと かずゆき

[退職] 松本 和幸さん (換地係主査)

令和3年3月31日付

昭和57年に旧千貫石土地改良区奉職以来、会計、総務、工務の職務に精励されました。

岩手中部土地改良区設立後は、換地係長、調査 換地課長補佐、事業課長補佐など、事業の推進や 換地業務に尽力されました。

今後のご活躍を祈念いたします。

さわだ せいこ

[退職] 澤田 聖子さん (賦課徴収係主査)

令和3年3月31日付

平成12年に旧更木島東部土地改良区奉職以来、 主に総務、会計の職務に精励されました。

岩手中部土地改良区設立後は、会計係長、調査 計画係長、賦課徴収係主査など、賦課会計業務に 尽力されました。

なお、令和3年度は、賦課徴収課(嘱託職員) として業務にあたっております。

土地改良区からのお知らせ

【各種届出について】

届出内容	改良区に届出する書類	担当課
農地を売買、交換、賃貸借契約又は解約したとき		
組合員の名義を変更したとき(経営移譲、死亡等により)		
組合員の方が住所変更したとき	組合員資格得喪通知書	
※新組合員は当該土地に係る全部の賦課金を納入する義務が生じます。	和百貝貝俗行文地和首	
※公共機関(農業委員会・法務局等)で手続きを行なっても、土地改良区 に届出がなければ台帳や組合員等は変更されませんのでご注意願います。		F##書用 20kg (17) 書用
耕作者と所有者が賦課金を分担して支払いたいとき	准組合員加入申出書	賦課徴収課
※分担納付するには准組合員の加入が必要です。	確約書	
※分担納付する該当農地の所在・地番については、賦課徴収課までお問い		
合わせください。	賦課金等の分担の申出書	
宅地等に農地を転用するとき ※申請前に事前協議が必要となります。	農地転用等の通知書	
公共事業(道路など)で買収になったとき	地区除外申請書	
水路、水路敷地等を出入り口等で使用したいとき	管理施設使用許可申請書	事業課
合併浄化槽の排水を土地改良区が管理する水路へ放流したいとき	日生地以区门町刊中明官	尹禾咻

- ・各種様式はホームページに掲載しておりますので、必要事項を記入し窓口まで提出願います。
- ・賦課金の該当農地の所在・地番が記載されている「土地原簿」が必要な方は、賦課徴収課までご相談ください。

賦課金の納付について

当土地改良区の運営は、受益地の農地(田)の 地積に基づき、組合員から負担いただく賦課金に より賄われております。賦課金は、業務運営、事 業等を実施するうえで必要な経費ですので、期限 内の納付をお願いします。納期限までに納付され なかった場合、督促状が発送されます。

督促手数料のほか、年10.95%の割合で延滞金 が加算されることとなります。



それでも賦課金を納付しなかったら

督促状発送後も納付されない場合は、催告書にて納付を促します。それでも納付がなされず未納の状態が続いた場合、財産の差押を実施しております。

納期限までに納付できない特別な事情がある方は、 、 賦課徴収課までご相談ください。

●農地転用手続きについて

農地転用とは、農地を農地以外(住宅や駐車場など)のものにすることです。農地転用する場合は、 農地法による許可が必要となりますので、はじめに 市町の農業委員会に相談するようお願いします。

●決済金について

土地改良区の受益農地から転用等によって地区除外する場合、<u>決済金の支払い</u>義務が生じます。決済金は翌年度以降の事業借入及び維持管理費の負担を一括納入していただくものです。土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意願います。

- ※農地が公共事業用地(水路、道路、河川など)として買収される場合も同様ですので、ご注意願います。
- ※決済金に係る税申告については、そのケースにより控除の取り扱いが異なる場合がありますので、 最寄りの税務署にお問い合わせ願います。

●農地転用に伴う土地改良区の手続きについて

農業委員会に農地転用許可申請をする場合には、 【土地改良区の意見書】の添付を求められます。 意見書の交付には土地改良区への手続きが必要です ので、日数に余裕を持った申請をお願いします。

●合併浄化槽処理水放流許可の廃止届について

合併浄化槽処理水の放流許可を既に得ている方で、 公共下水道等へ放流を切り替えた場合は、土地改良 区へ処理水放流許可の【廃止届】を提出する必要が あります。廃止届の様式はホームページからダウン ロードできます。

●滞納金は新しい組合員が負担

農地の異動・売買の際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されております。ご確認のうえ、売買契約又は賃借契約を締結いただきますよう注意願います。

納期内完納をお願いします

償還賦課金の納期限は

令和3年11月30日(火)です。